|  |
| --- |
| ７５０６．見本持出許可申請取消 |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＭＭＣ | 見本持出許可申請取消 |

１．業務概要

システムにより行われた見本持出許可申請の取消し、または当該申請に基づく許可の取消しを行う。

なお、申請の取消しは、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

２．入力者

税関、航空会社、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場、汎用申請者

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）見本持出許可申請の取消しの場合

①システムに登録されている利用者であること。

②「見本持出許可申請（ＭＭＡ）」業務を行った利用者と同一であること。

（Ｂ）見本持出許可の取消しの場合

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者の所属官署と申請先税関官署が同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）見本持出航空見本持出許可申請ＤＢチェック

①入力された見本持出許可申請番号に対する見本持出情報が見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに存在すること。

②見本持出許可申請の取消しの場合は、見本持出許可となっていないこと。

③「見本持出確認登録（ＭＭＯ）」業務がされていないこと。

（４）輸入貨物情報ＤＢチェック

見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに登録されている貨物の区分が「Ｉ（輸入貨物）」の場合は、以下のチェックを行う。

①見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに登録されているＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報ＤＢに存在すること。

②輸入許可済でないこと。

③貨物手作業移行済でないこと。

（５）輸出貨物情報ＤＢチェック

見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに登録されている貨物の区分が「Ｒ（輸出貨物）」の場合は、以下のチェックを行う。

①見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに登録されているＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報ＤＢに存在すること。

②貨物手作業移行済でないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）見本持出航空見本持出許可申請ＤＢ処理

（Ａ）見本持出許可申請の取消しの場合

①見本持出許可申請を取り消した旨を登録する。

②削除表示を設定する

（Ｂ）見本持出許可の取消しの場合

①見本持出許可を取り消した旨を登録する。

②削除表示を設定する

（３）輸入貨物情報ＤＢ処理

見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに登録されている貨物の区分が「Ｉ（輸入貨物）」の場合は、以下の処理を行う。

（Ａ）見本持出許可申請の取消しの場合

見本持出許可申請を取り消した旨を登録する。

（Ｂ）見本持出許可の取消しの場合

見本持出許可を取り消した旨を登録する。

（４）輸出貨物情報ＤＢ処理

見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに登録されている貨物の区分が「Ｒ（輸出貨物）」の場合は、以下の処理を行う。

（Ａ）見本持出許可申請の取消しの場合

見本持出許可申請を取り消した旨を登録する。

（Ｂ）見本持出許可の取消しの場合

見本持出許可を取り消した旨を登録する。

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 見本持出取消通知情報 | 見本持出許可申請の取消しの場合 | 申請先税関  （保税担当部門） |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）見本持出許可の取消しである  （２）見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに登録されている蔵置場所が申請者の管理する保税蔵置場でなく、かつ他所蔵置場所でない | 申請者 |
| 貨物が蔵置されている保税蔵置場 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）見本持出許可の取消しである  （２）見本持出航空見本持出許可申請ＤＢに登録されている蔵置場所が申請者の管理する保税蔵置場である、または他所蔵置場所である | 申請者 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）見本持出許可の取消しである  （２）申請先税関官署が蔵置場所を管轄する税関官署と異なる | 蔵置場所を管轄する税関  （保税担当部門） |